○財務省告示第三百二十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年十月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十九年十一月三十日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年十月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	三五・五トン
三	一三トン
四	三四、五二五トン
五	五七一トン
六	三トン
七	五トン
八	六トン
九	二八、二二五トン
一〇	五、三七一トン
一一	六、五九五トン
一二	四二、二九六トン
一三	三、四八八、〇四三トン
一四	六六〇、四一六トン
一四の二	三五二、一〇七トン
一五	五一三トン
一六	八、七八九トン
一七	八四、〇一九トン
一八	九、五五二トン
一九	一、〇三〇トン
二〇	二五三トン
二一	一九、二三四トン
二二	一八七トン
二三	三、八〇〇トン
二四	五二トン
二五	○トン
二六	一、一一八トン
二七	六、四七七トン
二八	六トン
二九	二六二トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年十月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	三、三六四、七六九トン
一四	一二七、七五五トン

○財務省告示第三百二十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年十一月三十日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十九年度の初日から平成二十九年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十六万三千九百七十六トン

二　冷凍牛肉　二十万千五百八十九トン

2　平成二十九年度の初日から平成二十九年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　九万三百十二トン

二　冷凍牛肉　八万五千三百二十九トン

○財務省告示第三百二十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年十月三十一日までの豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年十一月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年度の初日から平成二十九年十月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　四十七万八千百七十八トン

二　生きている豚及び豚肉等　四十七万八千二百二十五トン

○財務省告示第三百二十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年十月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年十一月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年度の初日から平成二十九年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　七万二千四百二トン

二　冷凍牛肉　十一万二千二十九トン

○財務省告示第三百四十四号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十年十二月一日から適用する。

平成二十九年十一月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療	第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療